

「2014年度自治体キャラバン行動・要望書」について（回答）

1. 職員問題について

要望項目	回答	担当課
<p>自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。</p> <p>特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。</p>	<p>税収が極めて厳しい状況にある中、自治体の行財政運営は最小の経費で最大の効果を上げることが、最重要課題のひとつと考えております。</p> <p>全ての事務事業について、正規職員で行うというのではなく、比較的短期間で終了するような事務事業に対応するためや、事務の専門性から人材の確保が困難、または人材育成に時間がかかる職などについては、正規職員以外の者で対応することが、より効果的な場合があると考えます。もちろん、担任する業務が、権限行使など主担的なものに当たるのか、補助的な業務なのかなどについても十分見極める必要があると考えております。</p> <p>これら業務の位置づけと、それに伴う責任の度合いによって、相応の賃金が支払われるものだと考えております。</p> <p>効率的かつ効果的な行財政を運営するためには、こういった非正規職員の活用に加え、外部委託や指定管理者制度の活用など、様々な方法の中で何がベターかを考え、それらを組み合わせさせて事務を進めていかなければならないと考えています。これらを総合的に判断したときに、職員数の増加という選択肢も当然考えられるところです。</p>	人事課
	<p>学校教育課所管の幼稚園においては、少なくとも担任には正規職員を確保できるように努力しています。また、課題を有する園児への支援を充実させるために、課題別加配を必要に応じて配置しております。</p> <p>また、小・中学校においては、教職員定数法により、教員定数が決められており、毎年の欠員数により新規採用者が府教委より配当されます。ただし、新規採用者のみでは、欠員が埋まらない状況もあり、小・中学校ともに臨時的任用職員で補充しております。小・中学校の教職員の雇用は、基本的に府教委に権限があり、市教委はその事務を行うことになっております。教職員定数については、市教委としても子どもたちに質の高い教育を提供するためにも、学級定数の改善等を、さまざまな機会を通じて、国や府に要望を挙げております。</p>	学校教育課

2. 国民健康保険・医療について

要望項目	回答	担当課
<p>① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提についてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。</p>	<p>保険料率は、見込んだ保険給付費等の国保事業に要する費用から、国・府からの交付金、補助金及び一般会計からの繰入金等を差し引いた後、保険料に賦課する必要な財源を適切に算定のうえ決定しております。 保険料の減免については、納付相談を経て、きめ細やかに世帯ごとの納付困難な状況を把握したうえで減免すべきものと考えております。 一部負担金の減免については、国基準とする要綱に基づき実施しております。生活保護基準関係については、改定の影響を受けないよう配慮することとしております。 減免制度の周知については、保険料納入通知書やパンフ、ホームページに「支払いが困難なときは早めに相談をしていただく」旨等の記載をし、実際の相談については、定期的に夜間・日曜窓口を開設し、開設日は広報、ホームページその他通知により周知に努めております。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。</p>	<p>施行令第1条の「特別な事情」があると認められる場合は被保険者証の返還は求めておりません。 資格証明書、短期被保険者証について、一律な運用にならないように保険料を滞納されている世帯との接触の機会を確保し、事情を把握したうえで、法令、通知に基づき適切に運用しております。資格証明書は、公平な負担という理念を踏まえ制度化されています。また短期被保険者証についても、接触の機会確保のためのものと考えております。高校生世代以下への被保険者の保険者証についても、法令、通知に基づき適切に交付しております。 保険料を滞納されている世帯とは接触の機会を確保し、きめ細やかな納付相談を通じて、世帯ごとの納付困難な状況を把握することに努めております。その中で特別な事情もなく滞納されている世帯については滞納処分も含めた収納対策を行うものと考えております。 生活保護受給者については大阪府の通知に基づき運用しております。 また、差押さえの件については、差押さえ財産が預金債権に転化したと考える段階であるか否かなどを把握して対応するものと考えております。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p>	<p>事務担当者の変更等に伴う事務引継ぎや事務内容の把握は、適切に行っています。</p>	<p>保険年金課</p>

④	<p>国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。</p>	<p>きめ細やかな納付相談を行い生活困窮など状況を把握した場合は必要に応じて生活保護担当課へ引継ぎするなど引き続き連携を図ってまいります。</p>	<p>保険年金課</p>
⑤	<p>国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開すること。</p>	<p>各市町村や庁内部署の状況を把握するなど研究いたします。</p>	<p>保険年金課</p>
⑥	<p>2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方向的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。</p>	<p>平成26年度までの「保険財政共同安定化事業」の見直しは、市町村と府、国保連合会で構成する「広域化等支援方針策定に関する研究会」、及び下部組織である「財政運営ワーキンググループ」で議論し決定されました。また、拠出超過については府調整交付金で激変緩和措置がとられ、平成25、26年度の同方針にも激変緩和措置が明記されております。大阪府内市町村保険者が概ねを理解し合えるよう議論を継続するとともに、当市の状況を踏まえた意見を出していきたいと考えております。</p>	<p>保険年金課</p>
⑦	<p>福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填する事。</p>	<p>地方自治体が地方単独事業で実施する福祉医療助成制度実施する場合の国庫負担金の減額（ペナルティ）の廃止は、全国的にも要望されており、羽曳野市においても引き続き要望します。</p>	<p>保険年金課</p>
⑧	<p>無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。</p>	<p>同事業については、受診についての個別相談の中で、当該医療機関名簿等をご案内し、医療機関に直接お問い合わせいただくものと考えております。</p>	<p>保険年金課</p>

3. 健診について

要望項目	回答	担当課
① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。	本市においては、40歳以上市民全員を対象として特定健診に14の検査項目を上乗せする「羽曳野市民健診」を実施しており、費用は無料となっております（国保特定健診は自己負担1,000円）。羽曳野市国保特定健診の受診率は大阪府下平均より高い水準を維持しております。 今後も受診率向上のため、他自治体と情報共有を行ってまいります。	健康増進課
② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。	同時実施は、人間ドックにおいては実施しております。 26年度より、検診費用助成事業として胃カメラ、PSA検査、ピロリ検査等の費用助成を行っております。	健康増進課
③ 人間ドック助成を行うこと。	羽曳野市国民健康保険では既に医療保険者として人間ドック費用助成を実施しております。 また、大阪府後期高齢者医療広域連合においても実施しております。	保険年金課
④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。	がん検診は、日曜日に、市内公共機関で実施しております。また女性特有のがんの受診率を上げるため5つのがん検診を同日実施しております。 委託事業として市医師会の各医療機関において実施しております。	健康増進課

4. 介護保険について

要望項目	回答	担当課
① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。	第5期介護保険事業会計について保険給付費等は、ほぼ計画値の水準となっています。一般会計からの繰入により保険料の軽減を行うことはできません。第6期の保険料及び減免制度などについては、今後、検討してまいります。	高年介護課
② 国庫負担割合の引上げを国に求めること	府市長会を通じ、継続して国に対して要望したところです。	高年介護課
③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これからの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること。	介護予防訪問介護の利用者は606人、介護予防通所介護の利用者は420人です。介護予防訪問介護・介護予防通所介護は地域支援事業の枠組みで行うこととなりますが、サービスの提供は既存の介護事業所に加えて、NPOや民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体も提供できる仕組みであり、利用者が継続してサービスを受けることができるものと考えます。「多様な主体による多様なサービス」の見通しと「新しい総合事業」の実施体制については、NPOやボランティア等の社会資源の把握や高齢者のニーズ等をふまえ、検討してまいります。	高年介護課
④ 利用者負担割合を引き上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補給給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。	利用者負担割合については、国の制度改革に基づき対応してまいります。利用料軽減については、低所得者を対象に独自減免を行っております。	高年介護課
⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。	第4期計画期間において地域密着型施設の整備を行い、小規模特別養護老人ホーム2か所（58床分）、認知症対応型グループホーム3か所（54床分）を整備しました。第5期計画においては、新たな整備を予定しておりませんが、第6期計画の策定に向けて、高齢者のニーズの把握に努めてまいります。サービス付き高齢者向け住宅については、関係法令に沿った適切な運営を行うよう、所管部署との連携を図ってまいります。	高年介護課

⑥	不当サービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。	本市においては、利用者の状態に応じた必要なサービスを制限するような取扱いは行っておりません。本市における介護保険給付に係る各種取扱いは、利用者の状態に応じた介護（予防）サービスの提供が、介護保険法及び基準省令等に沿い適切に行われるように、事業者を指導・援助することを主眼としており、今後も利用者本位の適切なサービス提供が行われるよう支援してまいります。	高年介護課
⑦	第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。	第6期計画策定にあたっては、「日常生活圏域部会」を設置する予定はありません。今年度は、高齢者実態把握調査を65歳以上を対象に悉皆で実施しました。この調査結果もふまえ、計画を策定してまいります。地域包括支援センターのあり方につきましても、今後検討してまいります。	高年介護課

5. 障害者の65歳問題にむけて

	要望項目	回答	担当課
①	介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知（平成19年3月28日付）をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。	障害福祉サービスと介護保険サービスと重複するサービスは原則として介護保険が優先されますが、厚生労働省通知（平成19年3月28日付）をふまえ、介護保険の利用限度額を超えない場合であっても、利用者の状態及び障害固有のニーズを考慮し、障害福祉サービスの支給を行っております。	福祉支援課
②	64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。	適切にサービスが利用できるよう、それぞれの制度を理解していただけるように努めます。	高年介護課

6. 生活保護について

	要望項目	回答	担当課
①	ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。	生活保護の実施体制については、適正な運営を図るため「標準数」を目標にケースワーカーが確保できるよう努めてまいります。ケースワーカーの研修の重要性も認識しており、可能な限り各種研修会への参加を進めてまいります。窓口対応については、法令遵守の丁寧な対応に努めております。	福祉総務課
②	自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているもの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。	平成26年の生活保護法の改正を受けて、現在「生活保護のしおり平成26年度版」を作成しているところですが、ケースワーカーの意見等を踏まえた改正をしている為、現在はまだ作成途中です。完成版については、追ってご提示させていただきます。申請書は生活保護の意思を示した方についてお渡ししています。	福祉総務課

③	申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。	申請時に違法な助言指導を行う事はありません。他の法律や他の政策（制度）など適切な助言を行っています。また、就労指導については、稼働能力があると判断された方を中心に担当員と就労支援員と連携し適正に実施しています。就労の場の確保につながるよう、ハローワークと連携した「生活保護受給者等自立促進事業」を積極的に活用しています。	福祉総務課
④	通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。	通院交通費については、国の平成22年3月12日付け通知の内容を受け、医療扶助運営要領に基づき対応を行っております。また、就職活動に関する移送費についても活動内容の確認をとりながら支給しております。	福祉総務課
⑤	国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。	当事務所では、休日、急病時には、医療機関で生活保護受給中であることを告げて受診し、閉庁時に医療券を取りに来てもらうことで対応しております。	福祉総務課
⑥	自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。	自動車保有については、保護の実施要領に基づいた対応を行っており、要件を満たす場合には、保有を認めております。	福祉総務課
⑦	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	警察官OB職員については、福祉事務所への行政対象暴力等の抑止力及び面接相談時等における適正な対応支援等を目的に配置しております。尾行・張り込み等を行うものではなく、福祉事務所の体制整備の一環として行っております。「適正化」ホットラインについては、現在実施しておりません。	福祉総務課
⑧	介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。	介護扶助の自弁を強要したりすることはしておりません。ケースワーカーがケアプランについて確認を行うのは、介護扶助が適正な形で行われているかの確認を行うものであり、不当に介入するものではありません。	福祉総務課

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

要望項目	回答	担当課
<p>① こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。</p>	<p>子ども医療費助成の拡大については、市長会を通じるなど、機会あるごとに継続して大阪府に対し要望を行っています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>② 妊婦健診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。</p>	<p>平成26年度より妊婦健診の助成金額を全14回87,750円に増額しました。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。</p>	<p>本市の就学援助受給資格については、羽曳野市就学援助規則の定めにより、生活保護基準に基づく受給資格以外に、児童扶養手当の受給者等、全10項目に渡る要件を定め、幅広い層の経済的困窮者の救済を行っており、より弾力的で柔軟な対応に努めているところです。就学援助申請については、5月から翌年の2月までの間、学校及び教育委員会事務局において随時受付しており、被援助者の利便を十分に考慮したものとなっております。本市の就学援助費支給月は、第1学期分の支給日が7月中旬。第2学期分が12月中旬。第3学期分が3月中旬と、それぞれ学期毎に援助費の支給を振り分けることによって、可能な限り早急な対応に尽力しております。生活保護基準の引き下げに伴う就学援助制度への影響については、本市では、引き下げ以前の平成24年度当初の基準で継続して認定することとしております。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>④ 子育て世代支援を自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>市営住宅の耐震化等の改善事業を優先的に実施しているのが現状であります。ご要望につきましては、改善事業の進捗状況や他市の取り組み状況等を調査してまいりたいと考えております。</p>	<p>建築住宅課</p>
<p>⑤ 独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。</p>	<p>児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を実施しており、本市の限られた財源の中では、独自の現金支給制度を実施することは困難であると考えております。</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>⑥ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。</p>	<p>自校式は校内に調理施設を整備する必要があり、スペース及び必要経費の面から、困難であると判断したものです。 完全給食については、当市では既に「主食・副食・牛乳」の形で提供を行っており、導入時より完全給食で実施しております。 全員喫食については、本市においては、従来から家族の絆を深めるものとして、家庭弁当を推奨してきた経緯があり、全ての中学校で家庭弁当が定着しています。また、中学生は個々の食量や嗜好等の多様化することを考慮し、家庭弁当と学校給食が持つそれぞれのよさを活かした選択方式としております。また、全員喫食を行うには、配膳室のスペース等の問題もあり、現行方式が当市の条件に適合しているものと判断しております。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>⑦ ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。</p>	<p>羽曳野市統計資料によると、人口流入・流出の状況について、社会動態による分では平成18年、19年を除き、転出数が転入数を上回り、社会減となっています。転入数は全体的に減少傾向にあるものの、転出数は平成19年まで減少傾向で推移し、その後増加に転じる等、増減しながら推移しております。そのような状況の中、本市のめざすべき将来像を定める第6期総合基本計画の策定に向け、現在準備を進めているところです。 施策に関しましては、少子化時代における子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、福祉の増進に資するよう、妊婦健康診査の公費助成や乳幼児（子ども）医療費助成の拡充等を行いました。また、教育面では、休日に庁舎等の公共施設を開放し、学習支援を行うはびきの中学生study-O事業などを展開しております。加えて、多くの古墳等の歴史資源を有する等の条件を活かし、竹内街道1400年を契機とした各種イベントや世界文化遺産登録に向け取り組むとともに、近隣市町と協働で地域の魅力を発信するため映画製作プロジェクトによる地域の活性化にも取り組んでおります。これらの取り組みを通じて、本市の魅力を再発見していただき、市への愛着をもってもらうことにより、現役世代の定着をはかるとともに、将来的には転入人口の増加に繋がるよう取り組みを進めているところです。</p>	<p>政策推進課</p>

8. 地域要望について

(1) 子育て部門

要望項目	回答	担当課
① 子供の医療費を中学卒業まで無料にしてください。	子ども医療助成は、平成26年7月に通院について、小学校3年生まで引き上げました。	保険年金課
② 小・中学校普通教室にエアコンを付けてください。	エアコンの設置は、現在必要と判断される特別教室（図書室・音楽室等）の設置を順次進めております。普通教室につきましては、現在設置計画はありませんが、設置費用、ランニングコストなど課題検証し、近隣市の状況も踏まえ検討していきます。	教育総務課
③ 中学校全員給食をしてください。	全員喫食については、本市においては、従来から家族の絆を深めるものとして、家庭弁当を推奨してきた経緯があり、全ての中学校で家庭弁当が定着しております。また、中学生は個々の食事量や嗜好等の多様化することを考慮し、家庭弁当と学校給食が持つそれぞれのよさを活かした選択方式としております。また、全員給食を行うには、配膳室のスペース等の問題もあり、現行方式が当市の条件に適合しているものと判断しております。	教育総務課
④ 通学路の安全対策を見直してください。	通学路の安全対策については、毎年2小学校区において、羽曳野警察、道路課、市教委、学校の4者で安全点検を実施し、課題を共有して、改善できるところは改善し、安全対策に取り組んでおります。 また、各小学校やPTA、地区からの要望がある場合は、関係各課と協議し、可能な限り改善するように努力しております。	学校教育課
⑤ 保育園の待機児について、未就職者も含め調査し保育行政の充実を求めます。	羽曳野市では、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するため、子育て世帯を対象にニーズ調査を行いました。この調査結果や子育て支援活動者へのヒアリング調査などを基に、今後の行動計画を策定することとしています。	子育て支援課
⑥ 学童保育料の値下げしてください。	平成14年12月（条例施行）から有料化になりました。施行以降、変更することなく今日に至っております。負担の公平性の観点からも、一定の受益者負担は必要と考えており、使用料の積算にあたっては、十分に考慮して算出しております。非課税世帯等には全額免除の制度もありますので現在の金額で妥当と考えております。	社会教育課
⑦ 土曜日の学童保育の実施日の増加をしてください。	平成27年度におきましては、児童福祉法の一部改正に伴う基準条例の制定とそれへの対応及び対象年齢の拡大に対して対応する必要があります。限られた財源のもとでみなさんの要望にどのように応えていけるのか、効率的で安全な教室の運営方法や職員体制および財源をどう確保するかなど引き続き研究し、国や近隣市の状況も十分把握しながら検討します。	社会教育課

⑧ 学童保育児数を増員し、教室を増やしてください。	児童福祉法の一部改正により設備及び運営に関する基準を市の条例で定めます。主な内容は、職員の資格等について規定、職員の員数は1教室2名以上、1教室の定員はおおむね40人以下、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上となっています。国基準に則して制定する方向で担当課として準備しているところです。基準を満たすためには何か所かの校区では教室を増やさなければならない状況ではありますが財政状況も踏まえ検討していきたいと考えております。	社会教育課
---------------------------	--	-------

(2) 医療・介護部門

要望項目	回答	担当課
① 妊婦健診費用を全額補助にしてください。	『大阪府妊婦健診支援基金事業』が平成24年度で終了して財政負担が大きくなる中、平成26年度から妊婦健診の助成額を87,750円に増額しました。	健康増進課
② 大人の肺炎球菌ワクチンの補助対象の年齢引き下げてください。	成人肺炎球菌ワクチンは平成26年10月から、定期予防接種となります。	健康増進課
③ 介護保険において費用のUPなしで、要支援者が介護保険を今まで通りに使用できるようにしてください。	介護保険の利用料については、今後、国から報酬改定が提示されることとなります。新しい総合事業については、サービス内容に応じた利用料を市が設定することとなります。今後、国からガイドラインが提示されますので、その内容に従い、検討してまいります。	高年介護課
④ 要介護1・2の人も入れる施設を望みます。特別養護老人ホームの内容の改善を求めます。	特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化することから、新規入所者は要介護3以上の高齢者が対象となります。ただし、やむを得ない理由により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、要介護1・2の方も入所可能となります。	高年介護課
⑤ がん検診の充実をしてください。特に大腸がん検診が受けたいとき希望する医療機関で受けられるようにしてください。	胃・肺・大腸がんセット検診においては、日曜検診・市内公共機関で実施しております。大腸がん検診は、クーポン対象者のみ市内32医療機関にて個別受診できるようにしています。婦人科検診においては、集団で日曜検診・市内公共機関・保育付など受診しやすい環境を工夫しています。個別検診も実施しております。	健康増進課
⑥ 国保保険料・介護保険料の引き下げを望みます。また、医療機関での窓口負担の軽減が出来ることを多くの人に知らせること。介護保険利用料金の軽減を求めます。	国保保険料率は、見込んだ保険給付費等の国保事業に要する費用から、国・府からの交付金、補助金及び一般会計からの繰入金等を差し引いた後、保険料に賦課する必要な財源を適切に算定したうえで決定しております。国保の一部負担金（窓口負担）減免についてはリーフレット等にて周知を行っております。	保険年金課
	介護保険料については、必要なサービス給付費を見込み算定してまいります。介護保険利用料の軽減は、低所得者を対象に独自減免を行っております。	高年介護課

⑦ 安心して出産できる場所を確保してください。	産科医師不足等を背景に分娩可能施設が減少傾向にあります。より安心して妊娠・出産ができるように体制整備を図る必要があることは認識しております。市長会を通じて、周産期医療の充実要望を行っているところです。	健康増進課
-------------------------	--	-------

(3) 施設等に関して

要望項目	回答	担当課
① 雨の日でも子供がのびのび遊べる施設を作ってください。	子育て支援センター3ヶ所、つどいの広場3ヶ所を整備しています。既存施設の利活用の促進を中心に子ども・子育て支援事業計画の中で検討して参ります。	子育て支援課
② 老朽化した給食センターを建て替え、効率よく給食を作れる施設にして、小・中学校の給食が作れるようにしてください。	現給食センターの老朽化については、早期に対応が必要であると認識しております。現在進めている学校園の耐震化工事完了後の重要課題として、検討を進めてまいります。	教育総務課
③ 下駄ばきで通える無料の老人施設を作ってください。また、そのような場所を見つけた場合補助金を出してください。	羽曳野市内には羽曳野市立老人センター（1か所）及び羽曳野市立老人いこいの家（3か所）があり、すべて無料で利用が可能となっております。また、市の循環バスの停留所も近くに設置されており、自宅との往復においても利用しやすい状況となっており、現在のところ市立の新たな施設整備の計画はありません。また、地域には町会・自治会として設置している会館もあり、当該設備の建設等に当たっては市の補助を行っているところであり、これら施設の活用も積極的に行っていただきたいと考えます。	福祉支援課
④ 公共バスの充実を願います。	平成25年度は、平成24年度に引き続き7台・8ルートにより運用しており、延べ約122,000人の方に利用していただいております。今後、危険箇所を回避したルートの変更及びアナウンス等の車内サービスの充実、各公共施設事業等のリンク等検討を行い実施していきたいと思っております。	管財用地課
⑤ 高齢者へのバス代の補助金を出してください。	一般高齢者対象の運賃補助等については予算確保等の観点から、現在は考えておりません。しかし、寝たきり等で一般の交通機関の利用が困難な方（主に要介護4、5）については「在宅高齢者移送サービス」として福祉タクシーの利用助成をしております。また、高年生きがいサロンでの介護予防事業等の参加者への送迎についても、その実施場所の指定管理者との協定を結び、参加しやすいよう考慮しております。	高年介護課
⑥ ホームレス対策として市営住宅の利用を考え、住宅の斡旋を考えてください。	市営住宅については、低所得者層の方の利用を中心に考えており、ホームレス対策としては、大阪府の福祉部門との連携を図ってまいりたいと考えております。	建築住宅課

⑦	高齢者が住み慣れた町で暮らせるための施策を作ってください。	国からも示されているとおり、「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りながら老いていきたい」との多くの人々の願いをかなえるためにも、「地域包括ケアシステムの構築」を図るべく、第6期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。	高年介護課
⑧	街角デイハウスへの補助金を増額してください。	現在、市内2箇所の街かどデイハウスに対して、「羽曳野市街かどデイハウス事業補助金」として予算化し、それぞれ480万円（うち180万円は介護予防事業として介護保険給付の3%枠の地域支援事業から支出）の補助をしております。 現時点においては、増額は考えておりません。	高年介護課